

05

CHAPTER

Efforts that need to be made especially

住宅施策を内容ごとのカテゴリーに分け、特に取り組む必要がある取組について、位置づけています。

第5章

特に取り組む必要がある取組

社会の変化に対応するため、特に取り組む必要がある取組

基本目標の推進のため、住宅施策を行う上で、多様な生活や課題を抱える人々が地域でつながり、支え合いながら安心して快適に暮らせる住環境の整備を目指し、住宅施策を4つに分類し、特に取り組む必要がある取組を位置づけています。

適正な住宅の確保

主な取組 **確実な定住促進と住まいの長寿命化の推進**

- ① 子育て世帯・若年夫婦世帯の確実な定住促進
- ② 住まいの長寿命化へのアプローチ
- ⑧ 住宅の提供による居住の安定

良質な住宅の供給

主な取組 **良質な住宅ストックの確保と民間賃貸住宅改修支援**

- ③ 良質な住宅ストックの確保
- ④ 民間賃貸住宅の改修支援

良好な住環境の形成

主な取組 **分譲マンションの適正管理の推進**

- ⑤ 適正管理に向けた改善への取組
- ⑥ 適正管理を継続するための取組

継続的な居住支援体制の構築

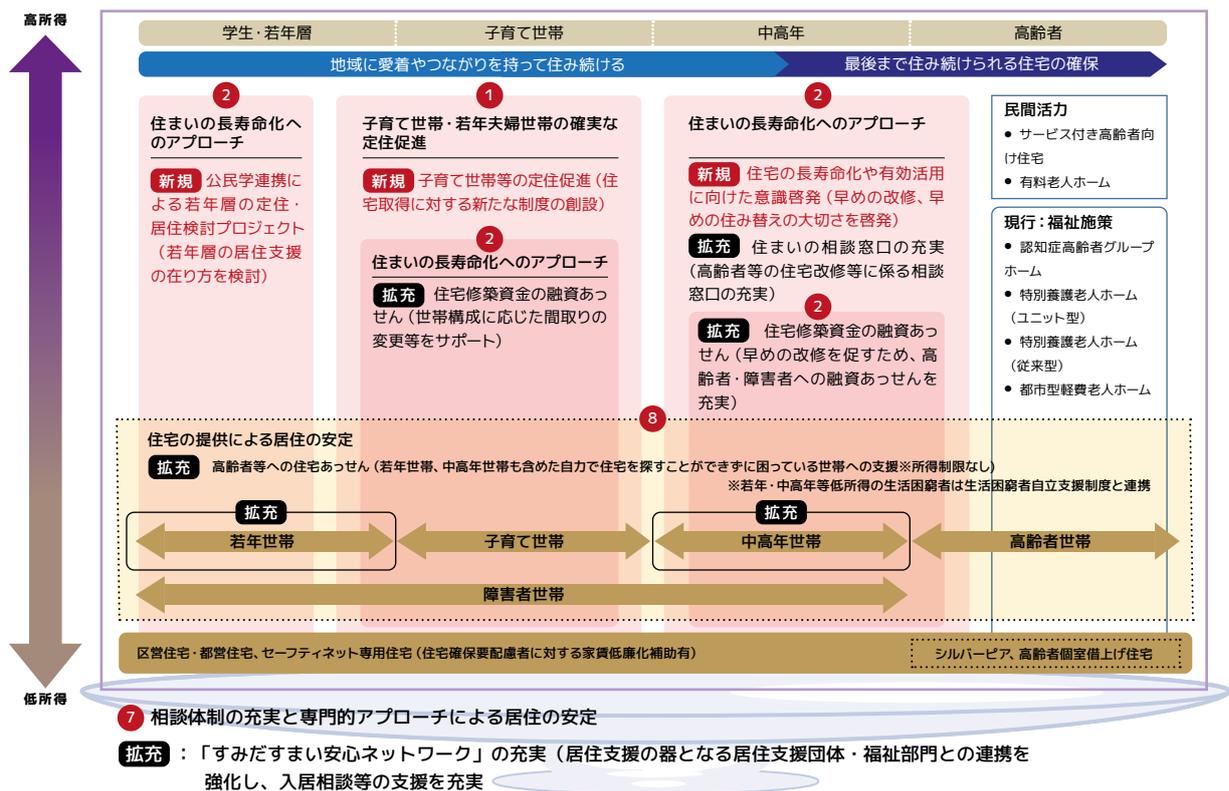
主な取組 **民間賃貸住宅を活用した「すみだすまい安心ネットワーク」の充実**

- ⑦ 相談体制の充実と専門的アプローチによる居住の安定
- ⑧ 住宅の提供による居住の安定

基本目標	特に取り組む必要がある取組			
	適正な住宅の確保	良質な住宅の供給	良好な住環境の形成	継続的な居住支援体制の構築
基本目標1 多様な居住ニーズに応じた住環境づくり	① 子育て世帯・若年夫婦世帯の確実な定住促進 ② 住まいの長寿命化へのアプローチ	③ 良質な住宅ストックの確保 ④ 民間賃貸住宅の改修支援		⑦ 相談体制の充実と専門的アプローチによる居住の安定
基本目標2 良質で多様な住宅ストックの確保		③ 良質な住宅ストックの確保 ④ 民間賃貸住宅の改修支援		
基本目標3 高齢者等の居住の安定確保	② 住まいの長寿命化へのアプローチ	④ 民間賃貸住宅の改修支援		⑦ 相談体制の充実と専門的アプローチによる居住の安定
基本目標4 管理不全マンションゼロを目指して			⑤ 適正管理に向けた改善への取組 ⑥ 適正管理を継続するための取組	
基本目標5 ゼロ・カーボン社会に向けた住環境性能の向上				
基本目標6 危険な空き家ゼロを目指して		④ 民間賃貸住宅の改修支援		
基本目標7 住宅確保要配慮者の居住の安定確保	⑧ 住宅の提供による居住の安定	④ 民間賃貸住宅の改修支援		⑦ 相談体制の充実と専門的アプローチによる居住の安定 ⑧ 住宅の提供による居住の安定
基本目標8 安全に暮らせる住環境づくり				

注：基本目標5及び基本目標8については、関連部署との連携により充実を図っていく。

■ 特に取り組む必要がある取組等における対象階層別マトリックス表



■—■ 適正な住宅の確保

確実な定住促進と住まいの長寿命化の推進

将来の人口減少・少子高齢化に備えるために、地域の担い手となる子育て世帯や若年夫婦世帯の確実な定住を目指すとともに、住み続けられる取組を推進します。

① 子育て世帯・若年夫婦世帯の確実な定住促進

■ 住宅取得に対する新たな制度の創設

基礎調査の結果から、現行の定住支援事業の利用者の傾向をみると、「三世帯同居・近居住宅取得支援制度」では、今後10年以上住み続ける人が8割を超えています。一方で、「民間賃貸住宅転居・転入支援制度」では、数年以内に転居する人が約5割となり、定住に一定の課題がみられました。このことから、確実な定住につなげるためには、住宅取得者への支援が有効であると考え、子育て世帯・若年夫婦世帯を対象に、区内全域において住宅を購入する際の支援制度を創設し、これからの本区を担える子育て世帯等の定住促進につなげます。

② 住まいの長寿命化へのアプローチ

■ 既存住宅の改修支援で住まいを長寿命化

世帯構成に応じた間取りの変更や親世帯との同居、長寿命化改修等を促進し、子育て世帯や高齢者世帯が安心して快適に暮らし続けることを後押しするため、住宅改修費用に係る融資あっせんを充実させます。

■ 住宅の長寿命化や有効活用に向けた意識啓発(居住に関する情報発信戦略)、

住まいの相談窓口の充実

高齢者が住み慣れた家で最後まで暮らし続けられるように、持ち家の長寿命化に対する意識啓発を強化するとともに、住まいの相談窓口と連携し、高齢者の居住の安定を図ります。

■ 公民学連携による若年層の定住・居住検討プロジェクト

若年層の居住支援の在り方について、学生等とプロジェクトを立ち上げて検討します。

■—■ 良質な住宅の供給

良質な住宅ストックの確保と民間賃貸住宅改修支援

良質な住宅の供給を図り、魅力的で住みやすい居住環境を形成するとともに、民間賃貸住宅の空き家を改修することで、居住の安定を目指します。

③ 良質な住宅ストックの確保

■ すみだ良質な集合住宅認定制度の見直し

居住に関する様々な機能について、ハード・ソフト両面で配慮された集合住宅を認定する制度で、社会情勢の変化に応じた見直しを行う必要があります。良質な住宅へのニーズが高まっていることを受け、魅力のある住宅ストックの確保を目指します。

67) 東京都子育て支援住宅認定制度

安全性や家事のしやすさなど、子育てしやすい環境づくりのための取組を行っている優良な住宅を都が認定する制度

「子育て型」認定	「東京都子育て支援住宅認定制度 ⁶⁷⁾ 」との整合を図り、都内に通用するブランド力の向上を図ります。
「防災型」認定	認定後の継続した防災活動の促進を図るとともに、都の推奨するLCP住宅(災害時に生活継続しやすい住宅)と連携し、在宅避難ができる住宅ストックの供給促進を図ります。
新たな「型」の検討	本プランにおける基本理念「人と人がつながり、誰もが安心して快適に暮らし続けることができるまち『すみだ』の実現」を目指すため、ゼロ・カーボンや長寿命化に配慮した住宅等、社会情勢に応じた新たな「型」を検討し、安心して住み続けられる良質な住宅の供給に取り組みます。

④ 民間賃貸住宅の改修支援

■ 民間賃貸住宅の改修を支援し、既存住宅の利活用を促進

高齢者世帯や子育て世帯等の安定した住宅の供給を図るため、集合住宅等(木造・非木造住宅)への改修を後押しします。

■—■ 良好な住環境の形成

分譲マンションの適正管理の推進

今後、増加する高経年マンションを見据え、「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」に基づき、適正管理を徹底し、将来に向けた安全で良質な住環境を形成します。

⑤ 適正管理に向けた改善への取組

■ 分譲マンションの管理に関する健康診断を実施

分譲マンションの管理組合が、専門家による管理状況の診断を受けることで、現状と改善すべき内容を把握し、適正管理に取り組むきっかけとします。

■ 健康診断の結果を基にドクター(専門家)を派遣

分譲マンションの管理に関する健康診断の結果から、管理組合に合った改善策のサポートを行います。定期点検・経常修繕・計画修繕・再生(建替え又は敷地売却)に関するサポートを行うことで、管理不全に陥りそうな分譲マンションを良好な状態にしていきます。

また、既存制度の見直しを行い、新たな制度との連携による課題解決を目指します。

⑥ 適正管理を継続するための取組

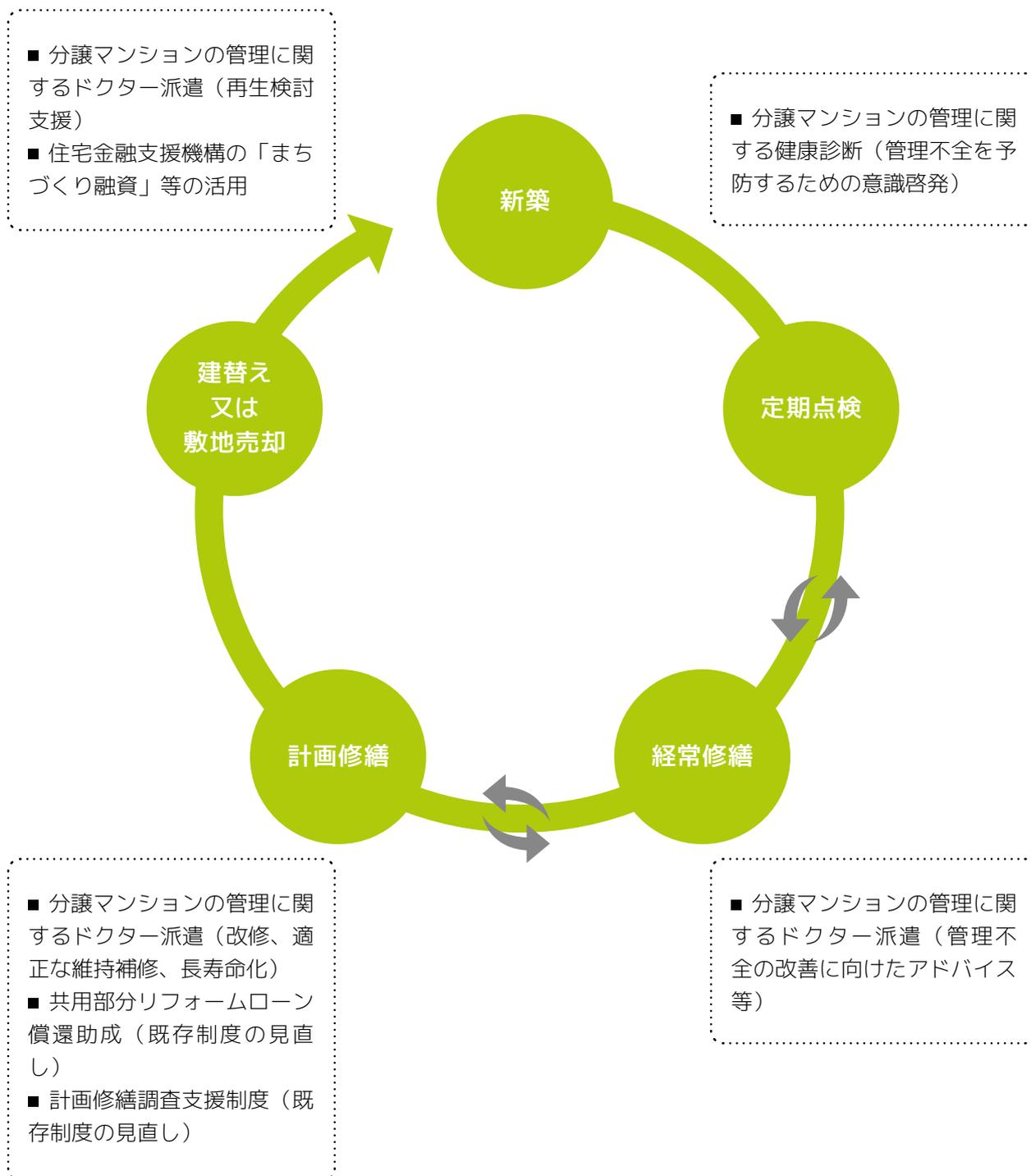
■ 「墨田区マンション管理適正化推進計画」を策定し、「管理計画認定制度」を創設

適正管理ができている分譲マンションについては、一定の基準を満たした管理計画を認定することによって、管理意欲を引き出し、良質な管理水準の継続性を担保します。

■ 認定を受けるメリット(例)

- 管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取組が推進されるほか、管理計画の認定を受けた分譲マンションについて、市場で高く評価されるなどのメリットが期待されます。
- 良質な管理水準が維持されることで、居住者のみならず、周辺地域の良好な住環境の維持向上に寄与します。
- 管理計画の認定を受けた分譲マンションの取得や改修に対して、住宅金融支援機構の【フラット35】及び【マンション共用部分リフォーム融資】の金利の引下げなどが利用できます。

■ 分譲マンションの適正管理に向けた取組イメージ図



管理計画認定制度へ取り組む管理組合には

- 分譲マンションの管理に関するドクター派遣による管理計画認定制度への手続き相談を実施

■—■ □ 墨田区マンション管理適正化推進計画

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。)第3条の2第1項に基づき、「マンションの管理の適正化を図るための基本的な方針」(令和3年国土交通省告示第1286号)を踏まえ、墨田区に適用する「墨田区マンション管理適正化推進計画」を以下のとおり定める。

1 墨田区の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

適正化法及び「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」(平成28年条例第69号。以下「条例」という。)に定める目的を達成するため、「墨田区住宅マスタープラン」で示す施策の方向性を踏まえ、マンション管理の重要性や方法等について普及啓発を図るとともに、専門家等と連携して適切に支援を行い、管理組合による自主的かつ適切な維持管理を促進していく。

2 マンションの管理の状況を把握するために墨田区が講ずる措置に関する事項

条例に基づき管理状況届出制度を実施・運用し、区内分譲マンションの管理状況の把握に努める。また、マンションの管理適正化を図るため、必要な調査を実施する。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

管理状況届出制度等により把握した情報を踏まえ、条例に基づき必要な施策を実施し、適切な支援を図ることで、マンションの管理適正化に努める。

また、適正化法に基づき管理計画認定制度に関する事務を実施する。なお、必要に応じて管理組合の管理者等に対し、同法及び条例に基づき適切に助言、指導等を行う。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

適正化法に規定するマンション管理適正化指針は、「墨田区マンション管理適正化指針」のとおりとする。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

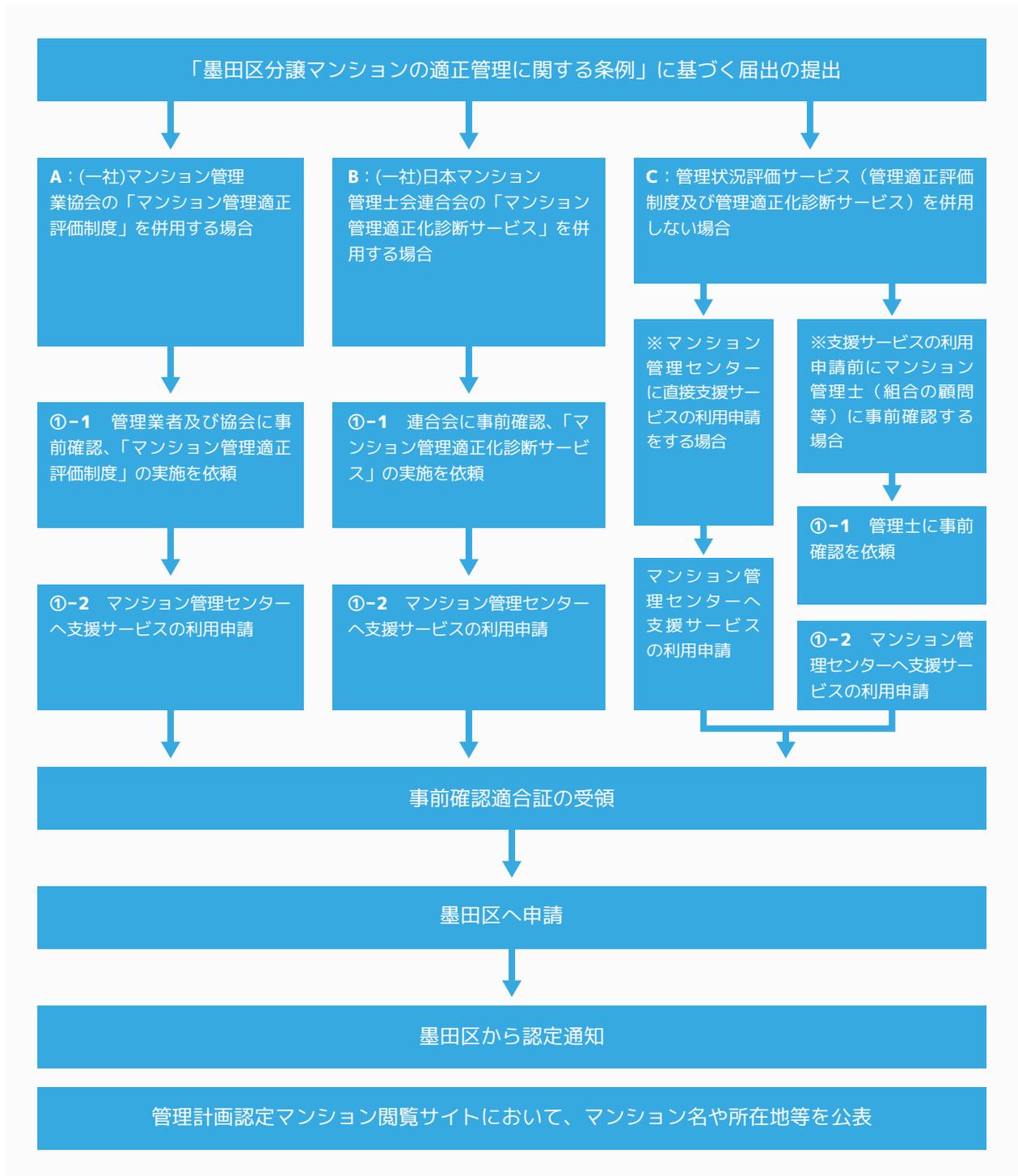
条例に基づき、マンションの管理適正化に資するため、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講じる。

6 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間とする。

なお、社会情勢やマンションをめぐる状況の変化に的確に対応し得るため、必要に応じて見直しを図るものとする。

■ 墨田区マンション管理適正化認定制度フロー図



■—■ □ 墨田区マンション管理適正化指針

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。)第3条の2第2項第4号の規定に基づく「墨田区マンション管理適正化指針」は、以下のとおりとする。

なお、適正化法第5条の4の規定に基づく管理計画の認定の基準は、別表1のとおりとする。

また、適正化法第5条の2の規定により管理組合の管理者等に対し助言、指導等を行う場合の判断の基準は、別表2のとおりとする。

1 管理組合によるマンションの管理の適正化の基本的方向

- (1) マンションの管理の主体は、マンションの区分所有者等で構成される管理組合であり、管理組合は、区分所有者等の意見が十分に反映されるよう、また、長期的な見通しを持って、適正な運営を行うことが必要である。
- (2) 管理組合の経理は、健全な会計を確保するよう、十分な配慮がなされる必要がある。また、第三者に管理事務を委託する場合は、その内容を十分に検討して契約を締結する必要がある。
- (3) 管理組合を構成するマンションの区分所有者等は、管理組合の一員としての役割を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある。
- (4) マンションの管理には専門的な知識を要する事項が多いため、管理組合は、問題に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の支援を得ながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要である。
- (5) 外部の専門家が、管理組合の管理者等又は役員に就任する場合には、マンションの区分所有者等が当該管理者等又は役員の選任や業務の監視等を適正に行うとともに、監視・監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが重要である。

2 マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項

(1) 管理組合の運営

ア 管理組合の自立的な運営は、マンションの区分所有者等の全員が参加し、その意見を反映することにより成り立つものである。そのため、管理組合の運営は、情

報の開示、運営の透明化等を通じ、開かれた民主的なものとする必要がある。

イ 集会(総会)は、管理組合の最高意思決定機関である。したがって、管理組合の管理者等は、その意思決定にあたっては、事前に必要な資料を整備し、集会(総会)において適切な判断が行われるよう配慮する必要がある。

ウ 管理組合の管理者等は、マンション管理の目的が達成できるように、法令等を遵守し、マンションの区分所有者等のため、誠実にその職務を執行する必要がある。

(2) 管理規約

ア 管理規約は、マンション管理の最高自治規範であることから、管理組合として管理規約を作成する必要がある。その作成にあたっては、管理組合は、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)に則り、「マンション標準管理規約」を参考として、当該マンションの実態及びマンションの区分所有者等の意向を踏まえ、適切なものを作成し、必要に応じてその改正を行うこと、これらを十分周知することが重要である。

イ 快適な居住環境を目指し、マンションの区分所有者等間のトラブルを未然に防止するために、使用細則等マンションの実態に即した具体的な住まい方のルールを定めておくことは重要である。

ウ 管理費等の滞納など管理規約又は使用細則等に違反する行為があった場合、管理組合の管理者等は、その是正のため、必要な催告、指示等を行うとともに、法令等に則り、少額訴訟等その是正又は排除を求める法的措置をとることが重要である。

(3) 共用部分の範囲及び管理費用の明確化

ア 管理組合は、マンションの快適な居住環境を確保するため、あらかじめ、共用部分の範囲及び管理費用を明確にし、トラブルの未然防止を図ることが重要である。

イ 専有部分と共用部分の区分、専用使用部分と共用部分の管理及び駐車場の使用等に関してトラブルが生じることが多いことから、適正な利用と公平な負担が確保されるよう、各部分の範囲及びこれに対するマンションの区分所有者等の負担を明確に定めておくことが重要である。

(4) 管理組合の経理

ア 管理組合がその機能を発揮するためには、その経済的基盤が確立されている必要がある。このため、管理費及び修繕積立金⁶⁸⁾等について必要な費用を徴収

68)修繕積立金

長期間にわたってマンション等を維持・保全していくために必要な共用部分の修繕を実施するため、管理費とは別会計で積み立てられるもの

するとともに、管理規約に基づき、これらの費目を帳簿上も明確に区分して経理を行い、適正に管理する必要がある。

イ 管理組合の管理者等は、必要な帳票類を作成してこれを保管するとともに、マンションの区分所有者等の請求があった時は、これを速やかに開示することにより、経理の透明性を確保する必要がある。

69)長期修繕計画

マンション等の共用部分の経年劣化等に対応するための長期にわたる修繕の計画及びその実施にかかる経費の積算並びに資金計画

(5) 長期修繕計画⁶⁹⁾の作成及び見直し等

ア マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要である。

イ 経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要がある。

ウ 長期修繕計画の作成及び見直しにあたっては、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の意見を求め、また、あらかじめ建物診断等を行って、その計画を適切なものとするよう配慮する必要がある。

エ 長期修繕計画の実効性を確保するためには、修繕内容、資金計画を適正かつ明確に定め、それらをマンションの区分所有者等に十分周知させることが必要である。

オ 管理組合の管理者等は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、設計に関する図書等を保管することが重要である。また、この図書等について、マンションの区分所有者等の求めに応じ、適時閲覧できるようにすることが重要である。

カ 建設後相当の期間が経過したマンションにおいては、長期修繕計画の検討を行う際には、必要に応じ、建替え等について視野に入れて検討することが望ましい。

キ 建替え等の検討にあたっては、その過程をマンションの区分所有者等に周知させるなど透明性に配慮しつつ、各区分所有者等の意向を十分把握し、合意形成を図りながら進める必要がある。

(6) 発注等の適正化

ア 管理業務の委託や工事の発注等については、事業者の選定に係る意思決定の透明性確保や利益相反等に注意して、適正に行われる必要がある。

イ 外部の専門家が管理組合の管理者等又は役員に就任する場合には、マンションの区分所有者等から信頼されるような発注等に係るルールの整備が必要である。

(7) 良好な居住環境の維持及び向上

ア マンションの資産価値や良好な居住環境を維持する観点から、防災に係る計画の作成・周知や訓練の実施、被災時を想定した管理規約上の取り決め、火災保険への加入等、管理組合としてマンションにおける防災・減災や防犯に取り組むことは重要である。

イ 防災・減災、防犯に加え、日常的なトラブルの防止などの観点から、マンションにおけるコミュニティ形成は重要なものであり、管理組合においては、区分所有法に則り、良好なコミュニティの形成に積極的に取り組むことが重要である。

ウ 自治会及び町内会等(以下「自治会」という。)は、管理組合と異なり、各居住者が各自の判断で加入するものであることに留意するとともに、特に管理費の用途については、マンションの管理と自治会活動の範囲・相互関係を整理し、管理費と自治会費の徴収、支出を分けて適切に運用する必要がある。なお、このように適切な峻別や、代行徴収に係る負担の整理が行われるのであれば、自治会費の徴収を代行することや、防災や美化などのマンションの管理業務を自治会が行う活動と連携して行うことも差し支えない。

(8) その他配慮すべき事項

ア マンションが団地を構成する場合には、各棟固有の事情を踏まえつつ、全棟の連携をとって、全体としての適切な管理がなされるように配慮することが重要である。

イ 複合用途型マンションにあつては、住宅部分と非住宅部分との利害の調整を図り、その管理、費用負担等について適切な配慮をすることが重要である。

ウ 管理組合は、組合員名簿や居住者名簿の管理方法等、個人情報の取り扱いにあつては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)による個人情報取扱事業者としての義務を負うことに十分に留意する必要がある。

3 マンションの管理の適正化のためにマンションの区分所有者等が留意すべき事項

(1) マンションを購入しようとする者は、マンションの管理の重要性を十分認識し、売買契約だけでなく、管理規約、使用細則、管理委託契約、長期修繕計画等管理に関する事項に十分に留意することが重要である。また、管理組合及びマンションの区分所有者等は、マンションを購入しようとする者に対するこれらの情報の提供に配慮する必要がある。

(2) マンションの区分所有者等は、その居住形態が戸建てとは異なり、相隣関係等

に配慮を要する住まい方であることを十分に認識し、その上で、マンションの快適かつ適正な利用と資産価値の維持を図るため、管理組合の一員として、進んで、集会(総会)その他の管理組合の管理運営に参加するとともに、定められた管理規約、集会(総会)の決議等を遵守する必要がある。そのためにも、マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関する法律等についての理解を深めることが重要である。

- (3) 専有部分の賃借人等の占有者は、建物又はその敷地若しくは附属施設の使用方法につき、マンションの区分所有者等が管理規約又は集会(総会)の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負うことに十分に留意することが必要である。

4 マンションの管理の適正化のための管理委託に関する事項

- (1) 管理組合は、マンションの管理の主体は管理組合自身であることを認識したうえで、管理事務の全部又は一部を第三者に委託しようとする場合は、「マンション標準管理委託契約書」を参考に、その委託内容を十分に検討し、書面又は電磁的方法(管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の承諾を得た場合に限る。)をもって管理委託契約を締結することが重要である。
- (2) 管理委託契約先を選定する場合には、管理組合の管理者等は、事前に必要な資料を収集し、マンションの区分所有者等にその情報を公開するとともに、マンション管理業者の行う説明会を活用し、適正な選定がなされるように努める必要がある。
- (3) 管理委託契約先が選定されたときは、管理組合の管理者等は、説明会等を通じてマンションの区分所有者等に対し、当該契約内容を周知するとともに、マンション管理業者の行う管理事務の報告等を活用し、管理事務の適正化が図られるよう努める必要がある。
- (4) マンション管理業者の業務に関して問題が生じた場合には、管理組合は、当該マンション管理業者にその解決を求めるとともに、必要に応じ、マンション管理業者の所属する団体にその解決を求める等の措置を講じる必要がある。

5 「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」(平成28年条例第69号)に関する事項

「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」は、①共同住宅の用途を含むもの、②人の居住の用に供する専有部分を有する非木造の建築物で建築基準法

施行令(昭和25年政令第338号)第1条第2号に規定する地階を除く同令第2条第1項第8号に規定する階数が3以上であるもの、③住戸(適正化法第56条第1項ただし書に規定する人の居住の用に供する独立部分をいう。)の数が6以上の区内全ての分譲マンションに適用される。

この条例の適用を受けるマンションにあつては、条例の規定を遵守する必要がある。なお、この条例の適用を受けないマンションであっても、条例で規定する内容の活動等が期待される。

別表1

適正化法第5条の4の規定に基づく管理計画の認定の基準

適正化法第5条の4の規定に基づく管理計画の認定の基準は、以下の基準のいずれにも適合するものとする。

1 管理組合の運営

- (1) 管理者等が定められていること。
- (2) 監事が選任されていること。
- (3) 集会(総会)が年1回以上開催されていること。

2 管理規約

- (1) 管理規約が作成されていること。
- (2) マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要などの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること。
- (3) マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(又は電磁的方法による提供)について定められていること。

3 管理組合の経理

- (1) 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること。
- (2) 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと。
- (3) 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が全体の1割以内であること。

4 長期修繕計画の作成及び見直し等

- (1) 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠して作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会(総会)にて決議されていること。

- (2) 長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること。
- (3) 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること。
- (4) 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。
- (5) 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。
- (6) 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること。

5 その他

- (1) 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること。
- (2) 「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」の適用を受けるマンションは同条例に基づく管理状況の届出を行っていること。

別表2

適正化法第5条の2の規定により助言、指導及び勧告を行う際の判断の基準

適正化法第5条の2の規定により管理組合の管理者等に対して助言、指導及び勧告を行う際の判断の基準の目安は、以下の事項が遵守されていない場合とする。

ただし、以下の事項以外についても、「墨田区マンション管理適正化指針」の内容に適合しないものについては、必要な助言、指導及び勧告を行うことができる。

1 管理組合の運営

- (1) 管理組合の運営を円滑に行うため管理者等を定めること。
- (2) 集会(総会)を年に1回以上開催すること。

2 管理規約

管理規約を作成し、必要に応じ、その改正を行うこと。

3 管理組合の経理

管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理を行い、適正に管理すること。

4 長期修繕計画の作成及び見直し等

適時適切な維持修繕を行うため、修繕積立金を積み立てておくこと。

■ 継続的な居住支援体制の構築

民間賃貸住宅を活用した「すみだすまい安心ネットワーク」の充実

住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、民間賃貸住宅を活用し、住まいに困らない仕組みを充実させます。

⑦ 相談体制の充実と専門的アプローチによる居住の安定

■ 「すみだすまい安心ネットワーク」の充実

住宅確保要配慮者から、住まい探しや住み替えに関する相談を受けた際に、生活支援などの福祉の相談も併せて受けることができる体制が求められています。そのため、現「すみだすまい安心ネットワーク」の体制を都が推進する居住支援協議会として位置づけ、多様な団体等が連携することで課題解決への取組を強化します。

⑧ 住宅の提供による居住の安定

■ 「すみだセーフティネット住宅」の供給促進

民間賃貸住宅の空き家を活用し、良質な住宅ストックを継続して供給することで、長期にわたる住宅確保要配慮者の居住の安定に寄与できるほか、様々な地域への供給が可能となることで、住宅確保要配慮者のライフスタイルやニーズに応じた住まいの提供ができるようになります。

民間賃貸住宅を活用した「すみだセーフティネット住宅」の供給を促進することが求められているものの、様々なリスク等により、現状として十分な供給が進んでいません。確実な供給促進につながるインセンティブの構築と、都登録の居住支援法人との連携による、入居から退去後の支援（見守り・家財処分等）を強化することで、家主・不動産店、居住者の不安を解消し、安定した住宅ストックの供給を図っていきます。

また、住宅確保に関しては、独立行政法人都市再生機構等の賃貸住宅等も活用し、住宅供給の促進に努めます。

■ すみだセーフティネット住宅に対する家主・不動産店、居住者の不安要素(例)

家主・不動産店	居住者
<ul style="list-style-type: none">■ 入居者死亡時の対応が心配■ 事故物件のリスクが心配■ 入居者トラブルの対応が心配	<ul style="list-style-type: none">■ 不動産店に行く際に同行してほしい■ 入居後は見守りなどの支援をしてほしい■ すぐに入居できる住宅が少ないので確保してほしい

